

「笠岡湾干拓地の農業の振興に関する計画」の検証結果について（平成30年度）

1 「農業の振興に関する計画」について

「農業の振興に関する計画」とは、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）施行規則第4条の4第1項27号に基づく計画（以下「27号計画」という。）で、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完するものです。

農振法では、土地改良事業等完了後8年を経過していない農地については、農用地区域から除外できないこととされていますが、当該計画に「地域農業の振興に資する施設」として位置付けられた施設の用地については例外的に除外が可能とされています。

2 定期的な検証について

27号計画に位置付けられた施設については、当該施設が、地域の農業の振興に寄与し、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるか否かについて、定期的に検証することとされています。

3 対象施設

施設の種類	バイオマスプラント
施設の位置	笠岡市平成町
施設の規模	30,040 m ²
計画策定期間	平成29年7月
建設完了時期	平成31年3月
農業振興の方策・目標など	高効率な環境制御システムを用いた大規模な園芸施設で野菜の周年栽培を行い、品質と合わせて高付加価値の作物を栽培・出荷する。 また、この施設運営に必要な膨大な電力や二酸化炭素、温熱等を低コストで供給するため、それらを最も効率的に供給するために不可欠な自家発電施設としてバイオマス発電施設を設置し、大規模園芸施設の安定的な運営を行うことで、地域経済の活性化及び農業による雇用確保を図る。

4 検証結果

検証時期	平成31年3月
検証結果	稼働前のため検証不能
目標達成の状況	稼働前のため未達成